

## 自動車の整備工場

(工場数については各年3月末現在)

種別	H27	H28	H29	H30	R1	R2
認証工場注(1)	92,252	92,156	92,042	91,788	91,644	91,530
専門認証工場注(2)	6,555	6,780	6,976	7,270	7,397	7,560
優良認定工場注(3)	2,891	2,856	2,820	2,773	2,750	2,709
指定工場注(4)	29,749	29,863	29,977	30,104	30,107	30,117
整備売上高(億円)注(5)	55,133	53,944	54,875	55,925	56,216	56,561

- 注(1) 自動車特定整備事業を行うために、一定の技術水準に達していることについて地方運輸局長の認証を受けたもの。
- (2) 認証工場のうちブレーキ装置など自動車の重要な装置別に地方運輸局長の認証を受けたもの。
- (3) 設備・技術・管理組織等が優れていることについて、地方運輸局長の認定を受けたもの。
- (4) 認証工場のうち特に優良であり、かつ、一定の基準の検査設備を有し、地方運輸局長の指定を受けたもの。この工場で所定の整備をし、検査を受けた自動車は、国で行う継続検査及び一部の自動車の新規検査に際して、現車の提示を省略できる。
- (5) 資料：「自動車整備白書」による。